

障生第1891号
令和2年11月26日

各市町村障がい福祉施設等主管部長 様

大阪府福祉部障がい福祉室長
大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルス感染症の退院患者の施設での受入について（依頼）

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、府内の新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数が一日あたり400人を上回るなど増加傾向が顕著になってきており、感染した際のリスクが高い方の多い、高齢者施設・障がい者施設等でのクラスターも多数発生しております。府としては、病床確保や入院調整等に努めているところですが、日々の入院先の確保が非常に困難な状況となっております。

これまでも各施設等において発生防止対策に取り組んで頂いているところではありますが、最近の感染状況を踏まえ、一層の取組を推進していただきますようお願いいたします。

また、令和2年8月28日付でも依頼しましたが、施設入所者において感染が確認され入院となった場合、「発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」などに退院としてよいこととして取り扱われています(令和2年6月25日付厚生労働省通知)。

施設入所者が新型コロナウイルスを発症し、入院となった場合、上記の基準に従って退院となった際には、施設において円滑に受け入れていただきますよう、所管の施設への周知をお願いいたします。

別添

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について（令和2年8月21日事務連絡）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
（令和2年6月12日健感発0612第1号）

（問い合わせ先）

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ

電話：06-6941-035 内線 2462